

有料職業紹介事業手数料表

有料職業紹介事業に関する紹介手数料は、有料職業紹介の届出の通り、以下の範囲を上限とし、求人者様と締結した契約書、又は覚書等で、各求人者様に定めるものとします。

サービス内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	1万円 手数料負担者は求人者となります。
求人・求職の申し込むを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の100%。手数料は求人者となります。
求人の充足を用意するための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の手数料は100%、負担者は求人者となります。
特定の条件による特別の求職の開拓やそのための調査・検索	着手金:1000万円、活動1日当たり:50万円、成功報酬:職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の手数料は80%、負担者は求人者となります。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の手数料は100%、負担者は関係雇用主となります。

求人者様と締結した契約書、又は覚書等で各求人者で定めるものとします。
求職者様よりは一切手数料をいただいておりません。

返戻金制度について

紹介した人材が、当該人材自身の責に帰すべき事情により企業に解雇された場合、または自己都合により退職した場合等、企業側の責に帰すべからざる事由により解雇、退職に至った場合、当該人材が退職した事を企業から弊社へ書面(メールを含む)にて通知した日を起算日

とし、弊社は、通知を受けた日の翌月末までに企業から受領したコンサルティング料の一部を返金するものとする。弊社が返金すべき金額は、コンサルティング料に、解雇または退職までの期間に応じて設定された以下に掲げる返済比率を乗じて算出された金額とする。 入社3か月以内の解雇、退職 50%。

エグゼクティブ株式会社
東京都品川区大崎1-20-16
03-3472-4525
厚生労働大臣許可 13-ユ-305913